第五十一条	抗告人	抗告人及び当該抗告状の送達について民事訴訟費用等に関する法律附則第十条において読み替えて準用する非訟事件手続法第三十八条第一項において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をしている者
	写し	写し（民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定により当該抗告状に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面。第六十二条において同じ。）
第五十三条第二項及び第六十三条第二項	を送付して	の管理を引き継いで
第五十七条	抗告審の決定書	抗告審の電子決定書（電子裁判書のうち、決定に係るものをいう。以下この条において同じ。）
第六十条	原審の決定書	原審の電子決定書
	抗告提起通知書	電子抗告提起通知書（民事訴訟法第三百三十条の抗告又は同法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）
第六十一条及び第六十七条第一項	抗告提起通知書	電子抗告提起通知書
第六十二条	抗告人を除く。）の数に四を加えた数の写し	抗告人及び当該抗告状の送達について民事訴訟費用等に関する法律附則第十条において読み替えて準用する非訟事件手続法第三十八条第一項において準用する民事訴訟法第百九条の二第一